

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 計画の趣旨

実施担当	全 課
------	-----

1 基本方向

- (1) 迅速な現状復旧をめざすか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本方向を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- (4) 復旧・復興を迅速に進めるため、地籍調査を推進する。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興にあたっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 財産措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、県及び国等に必要な財産支援を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

実施担当

建設課、住民生活課、まちづくり推進課

1 被災施設の復旧等

- (1) 物資、資材の調達計画及び人材の応援要請等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本に行い、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立する。
- (2) 事前に検討しておいた仮置場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、可能な限りリサイクルに努め最終処分量を減らすよう努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行う。

第3節 復興計画の進め方

実施担当 全 課

1 復興計画の作成

【参考】復興対策マニュアル（内閣府防災担当・平成22年12月）

- (1) 可及的速やかに実施するため、必要に応じ、国及び県の方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関しての基本となるべき事項等を定めた復興計画を定める。
- (2) 関係機関が実施する諸事業との調整を図り、計画的に復興を進める。
- (3) 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び他市町村等との連携）を行う。
- (4) 復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮する。

2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な環境の整備
 - ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
 - イ 計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、住民の理解を求めよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
 - ウ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (2) 復興のための地域の整備改善
 - ア 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。
 - イ 災害に強いまちづくりの実施により合理的かつ健全な地域の形成を図る。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
 - ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
 - イ 公園、緑地等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し、理解と協力を得るよう努める。
- (4) 既存不適格建築物
防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

(6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(7) 復興計画の作成

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

実施担当 住民生活課・健康福祉課・総務課

1 災害ケースマネジメントの実施

平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み）などの被災者支援の仕組みの整備に努める。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会やきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 リ災証明書の交付等

各種の支援措置を早期に実施するため、リ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めることにより、被災者に対し、速やかにリ災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

3 災害弔慰金等の支給・貸付

災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、このほか、県社会福祉協議会等の制度もあるので、住民に対して広報紙（チラシ）を通じて周知を図る。

災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 住家が5世帯以上滅失した災害 — 県内において住居の滅失世帯数が5以上の市町村が3以上ある災害 — 県内において災害救助法による救助が行われた災害 — 災害救助法による救助が行われた市町村を区域に含む都道府県が2以上ある災害 	
	支給額	①生計維持者	500万円
		②その他の者	250万円

	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害 住家が5世帯以上滅失した災害 県内において住居の滅失世帯数が5以上の市町村が3以上ある災害 県内において災害救助法による救助が行われた災害 災害救助法による救助が行われた市町村を区域に含む都道府県が2以上ある災害	
災害障害見舞金	支給額	①生計維持者	250万円
		②その他の者	125万円
	障がい程度	① 両目が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの	

4 税の減免等

- (1) 被災者の納税すべき町税について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付、若しくは納入に関する期日の延長、税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
- (2) その他の税（国税・県税）の措置に関する情報に留意し、必要に応じて住民に周知する。
- (3) 減免の範囲及び種類は次表のとおりとする。

区分	減免する範囲	減免する税額
町民税 (県民税含む。)	納期未到来分	全額
固定資産税	納期未到来分	全額
軽自動車税	納期未到来分	全額
特別土地保有税	納期未到来分	全額

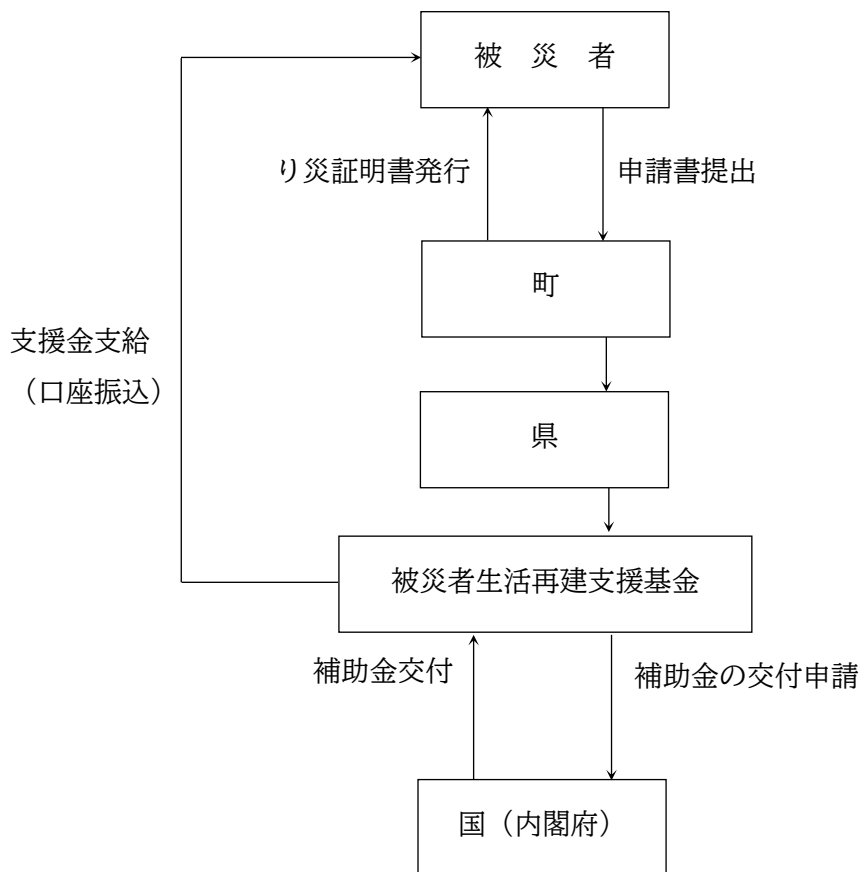
- (4) 減免を希望する被災者は、役場に備え付けの減免申請書により必要事項を記入し、り災証明書（り災者台帳により確認できるものは不要）を添えて税務課に申請する。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の対象となる災害が発生した場合、以下の事務を適切に処理し、被災者の自立再建の円滑化を行う。事務処理にあたっては、「被災者生活再建支援制度－事務の手引き－」（被災者生活再建支援基金 財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部）を参考とし、県との連絡調整を密に行う。

- (1) 住宅の被害認定
- (2) 被災証明書等必要書類の発行
- (3) 被害世帯の支給申請に係る窓口業務
- (4) 支給申請書の必要書類のとりまとめ及び県への送付
- (5) 使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付
- (6) 制度の周知

被災者生活再建支援金の支給手続き



6 住宅確保の支援策

- (1) 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、県の協力を得て、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。
- (2) 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、民間住宅等の空家の活用や仮設住宅等

の提供により、その間の生活の維持を支援する。

- (3) 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行う。

7 広報連絡体制の構築

- (1) 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (2) 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (3) 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努める等、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築する。

8 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行う。

第5節 被災中小企業等の復興その他経済復興の支援

実施担当

まちづくり推進課

1 連携体制の構築

あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 施設復旧資金等の貸付

被災中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資（災害復旧貸付）により、施設復旧資金の貸付を行う。

3 経済復興対策

地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

4 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

5 被災農林水産事業者、中小企業への情報提供

災害に見舞われた被災農林水産事業者、中小企業に対しては、国、県等による各種の融資制度があり、災害後これらの融資制度の適用条件等について確認の上、被災した事業者に広報する。

内容

第1節 計画の趣旨	161
1 基本方向	161
2 計画的復旧・復興	161
3 財産措置等	161
第2節 迅速な原状復旧の進め方	162
1 被災施設の復旧等	162
2 災害廃棄物の処理	162
第3節 復興計画の進め方	163
1 復興計画の作成	163
2 災害に強いまちづくり	163
第4節 被災者等の生活再建等の支援	165
1 災害ケースマネジメントの実施	165
2 被災証明書の交付等	165
3 災害弔慰金等の支給・貸付	165
4 税の減免等	166
5 被災者生活再建支援金の支給	167
6 住宅確保の支援策	167
7 広報連絡体制の構築	168
8 精神保健支援対策	168
第5節 被災中小企業等の復興その他経済復興の支援	169
1 連携体制の構築	169
2 施設復旧資金等の貸付	169
3 経済復興対策	169
4 相談窓口の設置	169
5 被災農林水産事業者、中小企業への情報提供	169